

北九州市物品等供給業者指名停止委員会設置規程（抄）

（平成 7 年 3 月 2 7 日 財政局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき北九州市物品等供給業者指名停止委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次の事項について審議を行う。

- （1）指名停止及びその措置期間に関すること。
- （2）要綱第 1 7 条に規定する指名停止に至らない事案について、書面又は口頭による警告又は注意の喚起に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、別表に掲げる補職にある者をもって構成する。

- 2 委員長は必要に応じ、別表に掲げる委員のほかに関係各局の職員に出席を求め、委員会を組織することができる。

（委員長及び副委員長の職務等）

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（審議の方法）

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、緊急の事案について、委員会を招集するいとまのないときは持ち回りの方法により審議を行うことができる。
- 3 委員長は必要に応じ、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

（事務局）

第 6 条 委員会の事務局を技術監理局契約部契約制度課に置く。

（その他）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 2 1 年 7 月 2 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別表 略